

宮城県公報

行
県
書課
城
務部
宮
(總務部文書課)
宮仙台市青葉区8番1号
宮本町三丁目
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

- 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則第十二号)の一部を次のように改正する。

(税務課) 一

ページ

- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正(二件)
 - 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)(農林水産経営支援課)五
 - 森林整備課六
 - 用地課六
 - 建築宅地課七
- 開発行為に関する工事の完了(同)
- 監査委員(正誤)
- 行政監査の意見に対する措置の公表(宮城県公報第一五五一号中)

- 証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則(昭和四十七年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
- 第六条中「様式第五号」の下に「又はカード式始動票札(様式第五号の二)」を、「(様式第六号)」の下に「又はカード式始動票札交付申請書(様式第六号の二)」を加える。
- 第七条中「となつた始動票札」の下に「又はカード式始動票札」を、「(様式第七号)」の下に「又はカード式始動票札返納書(様式第七号の二)」を加える。
- 第八条中「始動票札返納書」の下に「又はカード式始動票札返納書」を、「により始動票札」の下に「又はカード式始動票札」を加える。
- 第九条中「表示された」を「表示され、又はカード式始動票札に登録された」に、「こえて」を「超えて」に、「表示金額」を「表示され、又は登録された金額」に改める。
- 第十一条第一項中「(様式第十号)」の下に「又はカード式始動票札受払簿(様式第十号の二)」を加える。
- 様式第五号の次に次の二様式を加える。

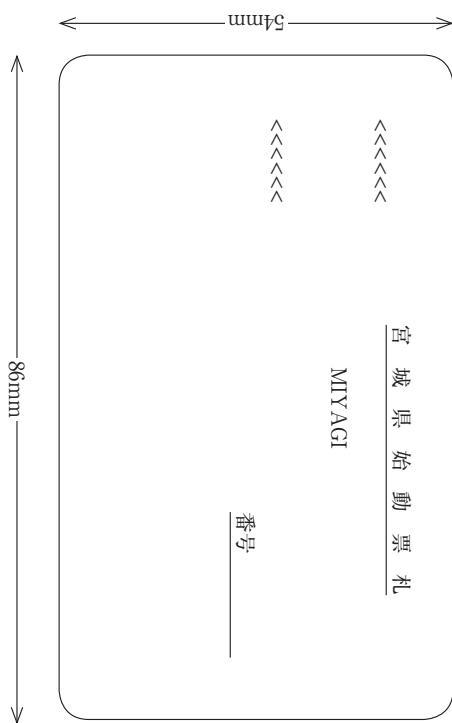
証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

様式第5号の2(第6条関係)

様式第六号の次に次の二様式を加へる。



様式第6号の2（第6条関係）

カード式始動票札交付申請書

年 月 日

事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

印

下記のとおりカード式始動票札の交付を申請します。

区 分	前回までの交付金額 円	今 回 の 交 付 申 請 額 円	交 付 金 領 累 計 円
取納計器 No.			
備 考			

上記のとおり受領しました。

年 月 日

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

印

様式第七号の次に次の1様式を用べれ。

様式第7号の2（第7条関係）

カード式始動票札返納書

年 月 日

事務所長 殿

証紙代金収納計器取扱者

住 所

名 称

代表者氏名

印

下記のとおりカード式始動票札を返納します。

区分	交付金額累計	使用金額累計	残 金 領	返納するカード式始動票札	
				番 号	残 金 領
収納計器 No.	円	円	円		円

備考

様式第十号の次に次の1様式を加へる。

様式第10号の2（第11条関係）

力一ド式始動票札受払簿

第 号機

○宮城県告示第四百二十三号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一

平成二十六年四月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

法第百四条第一号に掲げる漁業の表中

女川町区域 (宮城県漁業協同組合 の女川町支所の地区区)	
1.	総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまとることを目的とする漁業
2.	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまとすることを目的とする漁業
3.	総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
4.	総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
5.	総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
6.	総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって、1から5に掲げる漁業以外の漁業
7.	小型定置漁業

女川町区域
(宮城県漁業協同組合
の女川町支所の地区)

1. 小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
 2. 総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
 3. 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
 4. 総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
 5. 総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業

区域	区分	届出年月日	同意成立の年月日
大型定置漁業	区域	平成二十六年四月十五日	平成二十六年四月十五日
本吉郡南三陸町歌津字 番所五十五一 恒志 和三十 九年政 令(昭)	漁業災害補償	平成二十六年四月十五日	平成二十六年四月十五日
三人	特定二号		

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	漁業者数
氣仙沼市唐桑町鮎立百 五十六 村上一 氣仙沼市唐桑町出山二 百三十六 大沢網株式会社	大型定置漁業 協同組合 の唐桑支所の地区	平成二十六年四月十日	氣仙沼市唐桑町鮎立百 五十六 村上一 氣仙沼市唐桑町出山二 百三十六 大沢網株式会社	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二百九十九 号)第六条に規 定する漁	四人 四人 四人

○宮城県告示第四百一十五号
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第五項において
準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者
の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第一項に規定する要件に適
合するものと認める。

○宮城県告示第四百二十四号
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第五項において
準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあつた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者
の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第一項に規定する要件に適
合するものと認める。

平成二十六年四月二十五日

改める。

6. 総トン数20トン未満の漁船により釣りによつていかをとるい
どを目的とする漁業
7. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1から
6に掲げる漁業以外の漁業

8. 小型定置漁業

協同組合 の歌津支 所の地区	本吉郡南三陸町歌津字 伊里前三百七 角万漁業生産組合 代表理事組合 長 三浦光喜	令第 二百九十九 号第六条 に規定する漁
----------------------	---	-------------------------------

○宮城県告示第四百一十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安
林の指定を解除する。

平成二十六年四月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町塚浜字前田一一九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び女川町役場に備え置
いて縦覧に供する。

○宮城県告示第四百一十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の
申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 手続が開始される土地

イ 収用の手続が開始される土地 本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、字平井田、字立沢、字大上

坊、字大畠、字阿曾及び字蛇王並びに歌津字白山地内

ロ 使用の手続が開始される土地 本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、字平井田、字立沢、字大上

坊、字大畠、字阿曾及び字蛇王並びに歌津字白山地内

2 起業者の名称 国土交通大臣

3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（三陸縦貫自動車道・本吉郡南三陸町志津川字小森地

内から同町歌津字皿貝地内まで）並びにこれに伴う町道、普通河川及び農業用道路付替工事

(7) 平成26年4月25日 金曜日

- 11 起業者が収用及び使用の手続を開始しよへんする土地を表示する図面の縦覧場所
南三陸町役場（建設課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第一十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（二区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年四月二十五日

- 1 工事を完了した開発区域（二区）に含まれる
地域の名称
1 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市山王字千刈田三番地の六
宮城県知事 村井嘉浩
齊藤和智

監査結果

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和二十二年法律第二百七号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事及び宮城県公安委員会委員長から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。

平成26年4月25日

宮城県監査委員 安部孝	宮城県監査委員 遊佐勘左衛門	宮城県監査委員 工藤鏡子
-------------	----------------	--------------

- 1 監査委員から知事及び公安委員会委員長へ報告した日
平成26年3月17日
2 知事から通知のあった日
平成26年4月8日
3 公安委員会委員長から通知のあった日
平成26年4月8日
4 措置の内容

-平成25年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 「宮城県の地方機関の出納事務のあり方について」

		監査委員の意見	措置状況
1 地方機関における出納事務の運営について	(1) 出納員の役割と責任について	出納員は、県の公金支出の最終確認者として、責任の重さを十分認識した上で事務を執行する必要がある。このため出納局においては、これまでも出納業務に関する研修等を行ってきたが、以下の2(1)及び2(2)のとおり、今後さらに研修方法や研修内容等の充実を図る必要がある。併せて地方機関の出納員においては、知識習熟等の自己研鑽に取り組むとともに、出納局主催の研修等に積極的に参加することなどにより、出納事務に関する実務能力向上に努める必要がある。加えて出納員以外の会計職員等についても、今後に向けた資質育成等を図るため、各機関における出納員研修成果の職場内の共有化、職場内外における研修機会の確保等に努める必要がある。	地方出納員については、毎年、新年度早々に新任及び新任現任合 同研修会を開催し、県公金支出の最終確認者としての心構えを醸成している。また、他の会計職員等についても、各種研修会を実施している。今後、さらに研修方法や研修内容の充実等に向け検討を進めていく。
(2) 出納事務引継ぎについて	地方機関における出納員の事務引継ぎ状況については、事務引継ぎは行われているが、具体的な事務内容については概略的な引継ぎにて留まっており、事務引継書と関係書類や現金、通帳等の契合・確認等を行っていない状況も見られた。地方機関の出納員においては、職務の重要性を認識し、事務引継で不明な点が残らないよう確認に万全を期すとともに、現金や関係書類等との契合・確認など、事務引継の徹底を図る必要がある。	出納員を始めとする会計職員の事務引継ぎについては、「年度末及び出納整理期間における会計事務の取扱いについて」などにより周知しているが、引継の際に現金や通帳等との契合・確認等が行われないことは問題であるため、今後、周知徹底を図りたい。	
(3) 出納書類の内容	出納書類の決裁・審査について 書類の場合は、執行機関側の決裁と出納機関側	地方機関の内部におけるチェック体制の構築については、日頃か	

2 出納事務に関する研修等について	(1) 研修及び相談体制の整備について	<p>決裁・審査等の審査を同時に実行しているほか、至急時に同時決裁・審査を行っている等の状況も見られた。しかしこのような事務処理は本来不適切であり、ケアレスミスが発生しやすく、結果的に財務上の損害を与える原因になるものである。</p> <p>地方機関の出納員は、支出負担行為の確認、支出命令の審査、支出の執行等の出納機関責任者としての重要な役割を認識し、執行機関としては別の視点に立って出納機関としての審査を行うことを徹底すべきである。</p>	<p>地方機関の出納員及び他の会計職員を対象にした研修、その他会計職員を対象にした研修等を実施していくが、次の(2)とおり、より実効性のある研修内容、研修方法、研修時期等について検討し、研修の充実を行るべきである。</p> <p>併せて出納局では、出納員を含めた会計職員からの相談窓口を設置し、電話・メール等で会計事務に関する相談に随時対応しており、地方機関の出納員及び会計職員においては、適正な手続きによりケアレスミス等をなくすため、出納局の相談窓口の積極的活用に努める必要がある。</p> <p>加えて各機関においては、担当職員の疑問や悩みに対応するため、相談しやすい雰囲気づくりや解決に向けた具体的検討、日頃からの関係情報共有化等に努めるべきである。</p>
(2) 地方機関の出納員研修について	出納事務の適正化を図るために、出納員等への研修は不可欠であるが、現在、出納局で行っている出納員研修は、毎年4月の新任及び現任職員を対象とした約半日間の研修	<p>の審査を同時に実行しているほか、至急時に同時決裁・審査を行っている等の状況も見られた。しかしこのような事務処理は本来不適切であり、ケアレスミスが発生しやすく、結果的に財務上の損害を与える原因になるものである。</p> <p>地方機関の出納員は、支出負担行為の確認、支出命令の審査、支出の執行等の出納機関責任者としての重要な役割を認識し、執行機関としては別の視点に立って出納機関としての審査を行うことを徹底すべきである。</p>	<p>地方出納員及び他の会計職員の研修については、役割の認識や知識の習得等を図るため、毎年、内閣府の実施時期や期間についても、研修に参加する職員の実情を踏まえて、より参加しやすくなるなど、研修の実効性が上がるよう努めるべきである。</p> <p>「審査事務の手引き」と「会計事務の手引き」は、審査等の手順や会計制度の基本的事項等を掲載しており、出納員及び会計職員にとって重要なマニュアルとなっている。このうち中で、今後さらに使いやすいまニユアルが必要との意見が多く見られたことから、内容のわかりやすさに留意しながら、「出納員業務に集約した印刷物の作成」「間違い事例の紹介」「つまづきの多い箇所の周知」「Q&Aの充実と項目整理」「わかりやすい目次の整理」等の整備を図るべきである。</p>
3 地方機関における出納員の配置と内部統制について	(1) 出納機関としての役割と取組について	<p>のみである。一方、地方機関では日々出納事務がなされており、庶務経験が全くない出納員や会計職員も着任後即日実務に携わらなければならぬ実情にある。</p> <p>このようなことから、職員の実務経験に即した習熟度別研修、知事部局・学校・警察署等の組織別研修、合同庁舎単位での研修、次席の出納員に対する研修等の実施とともに、実施時期や期間についても、研修に参加する職員の実情を踏まえて、より参加しやすくなるなど、研修の実効性が上がるよう努めるべきである。</p> <p>「審査事務の手引き」及び「会計事務の手引き」については、制度の改正等を踏まえて適宜改訂しているところだが、今後の改訂の際には、改善要望を踏まえながら進めていく。</p> <p>やさしいマニュアルが必要との意見が多く見られたことから、内容のわかりやすさに留意しながら、「出納員業務に集約した印刷物の作成」「間違い事例の紹介」「つまづきの多い箇所の周知」「Q&Aの充実と項目整理」「わかりやすい目次の整理」等の整備を図るべきである。</p>	<p>の視点で適正な会計事務を行うことができるよう研修等を通して、さらに周知徹底をしていく。</p>

				務の考 え方等 について
(2)	内部統制を進めるための取組について	宮城県監査としては、これまでにも内部統制の取組を各機関に促してきただところであります。総務部及び出納局等において関係する取組が始まっていることを評価するものであります。今後各地方機関においては、それらの取組や他機関の先行例を参考にすることともに、出納局及び各地方機関主務課と一体で、各地方機関に相応しい内部統制の取組検討に努めべきである。加えて府内全体の内部統制に関するシステムについては、今後行政改革の取組の中でも、実効あるシステム構築が図られることを望むものである。	内部統制の確立については、平成25年度に総務部及び出納局において検討に着手したところであり、今後、さらに内部統制の取り組みを進めていく。	具体的には、これまで述べたように、財務・会計システムの改善、研修の充実、手引き等の充実、相談・支援体制の充実等に積極的に取り組むべきである。また一部の機関で見られた極めて多忙な職員への出納員任命については、今後実情を踏まえた弾力的な対応を望むものである。なお、地方における出納専任機関の廃止から10年以上が経過した中で、再び同様の機関設置を望む意見も見られたが、これまでの行政改革の取組の経緯、現在の震災復興に係るさらなる人員確保の必要性等の観点から、現時点での設置は適切でなく、まずは既述した各般の取組に努めるべきと考える。
(1)	財務・会計システムについて	現在の財務・会計システムについては、さらに使いやすいシステムにすべきとの意見が多く確認されたことから、システムを所管する出納局等においては、「利用時間の延長」、「処理及び接続速度のアップ」、「キャッシング機能の付加」、「支払等の処理時期のお知らせ機能の付加」、「旅費入力システムの改善」等を検討すべきである。	財務総合管理システムの機能改善については、費用対効果をその都度検討し、出来るところから対応している。今後も実現可能なものから改善に努めていく。	具体的には、これまで述べたように、財務・会計システムの改善、研修の充実、手引き等の充実、相談・支援体制の充実等に積極的に取り組むべきである。また一部の機関で見られた極めて多忙な職員への出納員任命については、今後実情を踏まえた弾力的な対応を望むものである。なお、地方における出納専任機関の廃止から10年以上が経過した中で、再び同様の機関設置を望む意見も見られたが、これまでの行政改革の取組の経緯、現在の震災復興に係るさらなる人員確保の必要性等の観点から、現時点での設置は適切でなく、まずは既述した各般の取組に努めるべきと考える。
(2)	地方機関における出納事務について	今回の行政監査において確認された地方機関の意見や要望について、各関係部局においては真摯な対応に努める必要がある。	地方機関の意見や要望について書を図っていくこととする。また、出納員の任命基準について	具体的には、これまで述べたように、財務・会計システムの改善、研修の充実、手引き等の充実、相談・支援体制の充実等に積極的に取り組むべきである。また一部の機関で見られた極めて多忙な職員への出納員任命については、今後実情を踏まえた弾力的な対応を望むものである。なお、地方における出納専任機関の廃止から10年以上が経過した中で、再び同様の機関設置を望む意見も見られたが、これまでの行政改革の取組の経緯、現在の震災復興に係るさらなる人員確保の必要性等の観点から、現時点での設置は適切でなく、まずは既述した各般の取組に努めるべきと考える。

監査委員の意見	措置状況
宮城県監査としては、これまでにも内部統制の取組を各機関に促してきただところであります。総務部及び出納局等において関係する取組が始まっていることを評価するものである。今後各地方機関においては、それらの取組や他機関の先行例を参考にすることともに、出納局及び各地方機関主務課と一体で、各地方機関に相応しい内部統制の取組検討に努めべきである。	新任会計課長研修会、新任会計職員研修会、県下警察署会計課長等会議、会計職員研修会を開催し、担当職員等の事務能力の向上を図っている。前年度の監査事務局、指導検査室による検査結果を基に指摘・指導事項が多い所属、新任会計課長の所属に対し、現年度を対象とした監査を実施している。
地方機関における出納事務について	加えて府内全体の内部統制に関するシステムについては、今後行政改

○宮城県公報第一五五一号（平成二十六年四月二十二日付け）中
ページ
四 四 段
下 下 行
三 一八

石巻市小船越字川前無番地仮設追
波川河川団地二一三号
石巻市小船越字川前無番地仮設追

石巻市小船越字川前無番地仮設越
波側河川団地二一三号
石巻市小船越字川前無番地仮設越

正 誤

車の取組の中でも、実効あるシステム構築が図られることを望むものである。